

いわゆるレイプシールドに関する諸外国 の規定（仮訳）

- ・アメリカ（連邦）
- ・イギリス
- ・カナダ

いわゆるレイプシールド関連条文和訳（仮訳）（アメリカ合衆国（連邦））

※令和2年7月時点

○ 連邦証拠規則

第 401 条 関連性のある証拠のテスト

証拠は

- (a) 当該証拠がなかったとした場合と比較して、事実の存在の蓋然性を高め、又は低める傾向をいささかなりとも有し、かつ
- (b) 当該事実が、当該訴訟を解決する上で重要である場合に
関連性を有する。

第 402 条 関連性のある証拠の一般的許容性

次のいずれかが別段の定めをしていない限り、関連性のある証拠は、許容される。

- ・ 合衆国憲法
- ・ 連邦制定法
- ・ 本規則
- ・ 連邦最高裁判所が定めるその他の規則

関連性のない証拠は、許容されない。

第 403 条 偏見，混乱，時間の浪費その他の理由に基づく関連性のある証拠の排除

裁判所は、関連性のある証拠について、その証拠価値より次のいずれか一つ又は複数の危険が実質的に上回るときは、これを排除することができる。すなわち、不当な偏見，争点の混乱，陪審の誤解，不当な遅延，時間の浪費，又は重畳的証拠の不必要な提出である。

第 404 条 性格証拠；犯罪又はその他の行為

(a) 性格証拠

(1) 禁止される使用

人の性格又は性格の特性の証拠は、特定の場合において、その者がその性格又は特性に従って行動したことを証明するためには、許容されない。

(2) 刑事事件における被告人又は被害者の例外

次に掲げる例外は、刑事事件において適用される。

- (A) 被告人は、被告人の関連する性格の特性の証拠を提出することができ、当該証拠が許容された場合、検察官はそれに反論するための証拠を提出することができる。
- (B) 第 412 条に定める制限に従い、被告人は、被害者とされる者の関連する性格の特性の証拠を提出することができ、当該証拠が許容された場合、検察官は
 - (i) それに反論するための証拠を提出することができ、かつ
 - (ii) 被告人の同じ特性の証拠を提出することができる。(※ 1)
- (C) 殺人事件においては、被害者とされる者が最初の攻撃者であったことの証拠に反論するために、検察官は、被害者の温和な特性の証拠を提出することができる。

(3) 証人の例外 (略)

(b) 犯罪行為、不正行為その他の行為 (略)

第 412 条 性犯罪事件；被害者の性的行為又は性的傾向

(a) 禁止される使用 (※ 2, 3)

次に掲げる証拠は、性的非行が主張されている民事手続又は刑事手続において許容されない。

- (1) 被害者が他の性的行為に従事したことを証明するために提出された証拠
- (2) 被害者の性的傾向を証明するために提出された証拠

(b) 例外

(1) 刑事事件 (※ 4)

裁判所は、刑事事件において、次に掲げる証拠を許容することができる。

- (A) 被害者の性的行為に関する特定の事例の証拠であって、被告人以外の者が、精液、傷害、又はその他の物的証拠の原因であったことを証明するために提出されたもの
- (B) 性的非行で訴追された者と被害者との性的行為に関する特定の事例の証拠であって、被告人が被害者の同意を証明するために提出したもの、又は検察官が提出したもの
- (C) 当該証拠を排除することが被告人の憲法上の権利を侵害することとなる証拠

(2) 民事事件 (略)

(c) 許容性を決定するための手続

(1) 申立て

第 412 条 (b) に基づき証拠を提出しようとする当事者は

- (A) 具体的に証拠を記載し、かつ、その立証目的を明らかにする申立書を提出し、

- (B) 裁判所が、正当な理由に基づき異なる期限を設定しない限り、少なくとも事実審理の14日前にその申立書を提出し、
- (C) 申立書を全当事者に送達し、かつ
- (D) 被害者又は適切な場合には被害者の監護権者若しくは代理人に対し、申立てについて通知しなければならない。

(2) 審問

本条に基づき証拠を許容する前に、裁判所は、非公開審問を行い、被害者及び各当事者に対し、出席して意見を述べる権利を与えなければならない。裁判所が異なる命令をしない限り、申立書、関連資料及び審問の記録は封印され、かつ、封印されたままにしておかななければならない。

(d) 「被害者」の定義

この規則において、「被害者」とは、被害者とされる者を含む。

(※1) 規則第404条の2006年改正に関する諮問委員会の注釈（抜粋）

本改正は、本来、規則第404条(a)(2)(B)によれば許容される証拠について、性的非行を含む刑事事件において排除され得ることも明確にした（注：2006年改正は現在の規則第404条(a)(2)(B)に相当する規定に「subject to the limitations imposed by Rule 412」（第412条に定める制限に従い）を挿入したもの。）。そのような事件では、被害者の性的行為又は性的傾向の証拠は、より厳格な規定である第412条により規律される。

(※2) 規則第412条の1994年改正に関する諮問委員会の注釈（抜粋）

規則第412条は、改正前の規定により生じていた混乱を弱め、性的非行の被害者とされる者に与えられる保護を拡張するために改正された。規則第412条は、民事手続と刑事手続の両方に適用される。本条は、親密な性的行為の詳細を公表することに関連するプライバシー侵害、当惑のおそれ、性的ステレオタイプ化、そして、事実認定プロセスにおいて性的な皮肉が吹き込まれることから被害者とされる者を保護することを目的とする。本条は、ほとんどの事案において被害者に保護を与えることにより、性的非行の被害者に対し、性的侵害者とされる者に対する法的手続を開始し、又は法的手続に参加することを促すものでもある。

規則第412条は、その証拠価値が被害者とされる者に対して生じ得る害を実質的に上回る特定の場合を除き、実質証拠として提出するものであれ、弾劾証拠として提出するものであれ、被害者とされる者の性的行為や性的傾向とされるものに関連する証拠を禁ずることにより、これらの目的を達成しようとするものである。

改正された規定は、被害者とされる者や性的非行に及んだとされる者が訴訟の当事者であるか否かにかかわらず、性的非行を含むあらゆる事件において適用される。規則第412条は、性的非行に及んだとされる者が行った他の性的非行の事例に関する証言が本来許容されるはずである刑事事件又は民事事件の「定型的」証人にも及ぶ。事件が性的非行の主張を含まない場合には、第三者の証人に関する性的活動は、規則第412条の保護領域に入らない。しかしながら、当該証人は、規則第403条のみならず、規則第404条と規則第608条によって保護されるであろう。

「被害者とされる者」との用語が用いられているのは、性的非行が発生したか否かがしばしば事実認定上の争いとなるためである。訴状において、特定の性的非行が記載されていることを要件とすることを含意するものではない。しかし、規則第412条は、提出された証拠が向けられた相手方が「性的非行の被害者とされる者」として

合理的に特徴付けられない限り、適用されない。そのような事案でない場合、例えば、性的非行に関する陳述を含む誹謗中傷についての訴訟で、その誹謗中傷とされる内容が真実である、又は原告の評判を害するものではないという証拠を提出する場合は、規則第 404 条及び本条はこれを禁ずるものではなく、その許容性は規則第 401 条及び規則第 403 条により判断される。被害者が過去に虚偽の被害申告を行ったとされる証拠を提出することは、規則第 412 条によっては禁止されないが、当該証拠は、規則第 404 条の要件に服する。

(※ 3) 規則第 412 条の 1994 年改正に関する諮問委員会の注釈 (抜粋)

(a) について。改正に従って、規則第 412 条は、被害者の性的活動や性的傾向とされるものを立証するために提出された証拠を禁ずる。規則第 402 条、第 404 条 (b)、第 405 条、第 607 条、第 608 条、第 609 条その他の規定によれば許容されるであろう証拠について、第 412 条が求めれば排斥されなければならない。

過去の性的行為とは、現実の身体的接触を伴うあらゆる活動をいい、例えば、性交、性的接触、性交又は性的接触を暗示するものを含む。加えて、「行為」とは、例えば、空想や夢などの精神的活動を含むあらゆる活動を含むと解釈されるべきである。

本規定は、性的傾向を証明するために提出された、性的非行の被害者とされる者に関連する他の証拠をも排斥するよう改正された。本改正は、直接的には性的活動や性的思考に言及しない証拠であっても、事実認定者にとって性的な意味を含み得ると主張者において信ずる証拠を排斥することをも意図したものである。そのような証拠の許容は、被害者とされる者を潜在的困惑から守り、ステレオタイプな考えから被害者を保護するという規則第 412 条の目的に反するものである。その結果、同条 (b) (2) の例外に該当しない限り、被害者とされる者の衣服の好み、話し方、ライフスタイルにかかわる証拠は、排斥されることとなる。

本規定が全ての刑事事件に適用される理由は明らかであろう。被害者のプライバシーを保護し、刑事事件の被害申告を促すという強い社会政策は、性的暴行を含む事件に限られないからである。被害者を保護するという要請は、被告人が誘拐事件で起訴された事案において、被告人の動機を立証するためであれ、犯行に至る背景を立証するためであれ、被告人が被害者に対して性的暴行を加えたという証拠が提出された場合に等しく妥当する。

(※ 4) 規則第 412 条の 1994 年改正に関する諮問委員会の注釈 (抜粋)

(b) について。(b) は、(a) に定める一般原則によれば本来禁止される証拠について、特定の場合には許容され得ることを定めるものである。改正後、第 412 条は、事実上、刑事事件においては変更されていないが、被告人がどのような罪で起訴されたかにかかわらず、性的非行の被害者とされる者に対して、保護を及ぼすであろう。

刑事事件においては、(b) (1) の下、3 つの例外の場合に証拠が許容され得るが、当該証拠は、第 403 条を含む連邦証拠規則の他の許容性要件を満たすものでなければならない。(b) (1) (A) と (b) (1) (B) は、性的行為の特定の事例の証拠であることを求めるが、これは、評判証拠や意見の形式による証拠の証拠価値が限定的であり、信用性が疑わしいとの認識に基づくものである。

(b) (1) (A) は、性的非行に及んだとされる人物以外の人物と被害者の性的行為に関する特定の事例に関する証拠が、被告人以外の者が、精液、傷害、又はその他の物的証拠の原因であったことを証明するために提出されるものである場合には、これを許容することができるものである。検察側が、直接又は間接に、物的証拠が被告人に由来する旨主張した場合、被告人は、他者が責任を負う旨を証明する機会を与えられなければならない。本項に規定された特定の目的のために提出された証拠であったとしても、第 401 条又は第 403 条の要件を満たさなければ、依然として排斥され得る。

(b) (1) (B) の定める例外によれば、被害者と性的非行に及んだとされる者の間の性的行為の特定の事例に関する証拠は、同意を証明するために提出された場合か、検察側が提出した場合には、許容され得る。この例外規定により許容される証拠は、おそらく、被害者とされる者が被告人と性交に及ぶ意図を表明した陳述や、声に出して表明された特定の被告人との性的空想の陳述のみならず、被害者とされる者と被告人の間の過去の性的行為の事例に関するものも含まれるであろう。児童に対する性的虐待の事件において、例えば、検察側が、被告人と被害者とされる者の間の起訴されていない性的行為の証拠を提出する場合、かかる証拠は、被告人の行動パターンを

立証するものとして、第 404 条 (b) により許容され得る。なお、被害者の性的傾向に関する証拠は、本条の例外によっては許容されない。

○ 1999 年少年司法及び刑事証拠法

第3章 性犯罪のための手続における被害者の保護（※1）

第41条 被害者の性的活動歴についての証拠又は質問に関する制限（※2）

- (1) 裁判所の許可を得た場合を除き、性犯罪により告発（charge）された者の事実審理において、被害者の性的活動について、被告人又はその代理人は
 - (a) いかなる証拠も提出することができず、かつ
 - (b) 反対尋問においていかなる尋問も行うことができない。
- (2) 裁判所は、被告人又はその代理人が行った申立てに基づいてのみ、証拠又は尋問に関する許可をすることができ、次の各号の全てに該当しない限り、許可をすることができない。
 - (a) 第(3)項又は第(5)項の規定が適用される場合であること
 - (b) 許可を拒絶することによって、当該事件における要証事項のいずれかについて、陪審員又は（場合により）裁判所の結論を不確実なものにするおそれが生じること
- (3) 本項の規定は、証拠又は尋問が当該事件における要証事項に関連し、かつ、次の各号の一に該当するときに適用される。
 - (a) 当該要証事項が同意に関する問題でないとき
 - (b) 当該要証事項が同意に関する問題であって、かつ、当該証拠又は当該尋問に係る被害者の性的活動が、被告人に対する告発（charge）の対象となった事項に該当する出来事と同時に又はほぼ同時に行われたと申し立てられたとき
 - (c) 当該要証事項が同意に関する問題であって、かつ当該証拠又は尋問に係る被害者の性的活動が、いかなる点についてであれ、次に掲げる性的活動の一に類似し、その類似性が偶然であると合理的に説明することができないとき
 - (i) （被告人又はその代理人が提出し、又は提出予定の証拠によれば）被告人に対する告発（charge）の対象となった事項を成す出来事の一部として行われた、被害者のあらゆる性的活動
 - (ii) （証拠によれば）当該出来事と同時に又はほぼ同時に行われた、被害者のその他の性的活動
- (4) 第(3)項の適用上、証拠を提出し、又は尋問を行う目的（又は主要な目的）が、証人と

しての被害者の信用性を否定するための資料を作り又は引き出すことであったと裁判所が合理的に思料する場合には、いかなる証拠又は尋問も、当該事件における要証事項に関係しているものとみなさないものとする。

- (5) 本項の規定は、証拠又は尋問が、次に掲げる場合に該当するときに適用される。
- (a) 被害者の性的活動に関して検察側が提出した証拠のいずれかに関係し、かつ
 - (b) 裁判所の見解上、検察側が提出した証拠に対し、被告人又はその代理人が反論し、又は弁明することを可能とするために必要な限度を超えないとき
- (6) 第(3)項及び第(5)項の適用上、証拠又は尋問は、被害者側の性的活動の特定の事例（又は複数の特定の事例）に関係するものでなければならない（従って、第(3)項及び第(5)項は、そのような関係を有しない証拠又は尋問である限り適用することはできない。）。
- （※2）
- (7) 一人以上の者が性犯罪により告発（charge）された事件の事実審理に関連して、本条の規定が適用される場合には、次の各号の定めるところに従う。
- (a) 検察官が当該告発（charge）について、その者又はそれらの者に対する手続を進めないと決定したときは、当該事実審理に関して本条の規定の適用を中止する。
 - (b) その者又はそれらの者が告発（charge）された事件について有罪の答弁をし、又は有罪宣告された事件においては、本条の適用を中止しない。
- (8) 本条は、本条から離れて提出することができないいかなる証拠又は本条に関わりなく行うことができないいかなる尋問についても、それらの提出又は尋問を認めない。

第42条 第41条の解釈及び運用

- (1) 前条において
- (a) 「当該事件における要証事項」とは、当該被告人に係る事実審理において、検察側又は弁護側が立証することとなるあらゆる事項をいう。
 - (b) 「同意に関する問題」とは、被告人が告発（charge）された罪を構成する行為に、実際に被害者が同意したか否かの問題をいう（従って、被害者が同意したと被告人が信じたことに関するいかなる問題も含まれない。）。
 - (c) 「性的活動」とは、被告人又はその他の者が関与するか否かにかかわらず、（第41条第(3)項(c)(i)及び第(5)項(a)の性的行為を除き、）当該被告人に対する告発（charge）の対象となった事項に係る事件の一部として行われたと申し立てられたもの以外の、あらゆる性的活動又はその他の性的体験をいう。
 - (d) 第(2)項に基づきなされたあらゆる命令に従い、「性犯罪」は、第62条に従って解釈されるものとする。

(2) 国務大臣は、命令により、第 41 条に関し、第 62 条により本法の適用上「性犯罪」に該当する罪に、追加又は除外することが適切と思料する罪を規定することができる。

(※3)

(3) 第 41 条の規定は、事実審理に適用するのと同様に、次に掲げる手続、すなわち

(a) 尋問裁判官として罪を調査する治安判事裁判所の手続

(b) 1991 年刑事司法法附則 6 第 5 条第(1)項に基づく申立て（刑事法院への事件の移送通知後に告発（charge）を却下する旨の申立て）の審問

(c) 1998 年犯罪及び秩序違反法附則 3 第 2 条第(1)項に基づく申立て（同法 51 条又は 51 条 A に基づく事実審理に付された者による告発（charge）を却下する旨の申立て）の審問

(d) 有罪判決と量刑手続の間に、被告人がどのように扱われるかについての裁判所の決定に関係する事項を決定するために行われる審問

(e) 上訴の審問

に関して適用し、それに応じて、（前条又は本条中の）罪により告発（charge）された者には、当該罪により有罪判決を受けた者が含まれる。

第 43 条 第 41 条に基づく申立てに関する手続（※4）

(1) 許可を求める申立ては、非公開で、かつ、被害者不在で審問されるものとする。

本条中の「許可」とは、第 41 条に基づく許可をいう。

(2) 当該申立てについて決定がなされたときは、裁判所は、公開の法廷において（ただし、陪審員が存在するときは、陪審員のいないところで）

(a) 許可をし、又は許可を拒否する理由、及び

(b) 裁判所が許可する場合には、当該許可に従って証拠を提出することができ、又は尋問をすることができる範囲

を説明し、かつ裁判所が治安判事裁判所であるときは、これらの事項をその手続の登録簿に記載させなければならない。

(3) 刑事訴訟規則は、次の各号に掲げる規定を定めることができる。

(a) 許可を求める申立てに当たって、関連する証拠又は質問の各項目に関し、第 41 条第(3)項又は第(5)項によって許可をするべきと主張する理由の詳細を示すことを求める規定

(b) 手続の一方当事者に対し、裁判所が許可を求める申立てについて決定をするに当たって、判断を助けると裁判所が思料する情報を提供するように要請することを可能にする規定

- (c) 申立てに関連し、秘密又は機密の情報が取り扱われる方法に関する規定で、取り分け、手続当事者への開示又は不開示に関するもの

第 62 条 「性犯罪」の意味及び各犯罪への言及

- (1) 本編において、「性犯罪」とは、次の各号に掲げる罪をいう。
- (a) 2003 年性犯罪法第 1 編に定める罪又は関連する代替された犯罪
 - (b) 2015 年現代奴隷法第 2 条（人身取引）の罪のうち、同法律第 3 条(3)（性的搾取）の活動から成る又はこれを含む搾取の目的で行われたもの
- (2) 第(1)項において、「関連する代替された犯罪」とは、次の各号に掲げる罪をいう。
- (a) レイプ又はレイプ目的の住居不法侵入
 - (b) 1956 年性犯罪法第 2 条から第 12 条まで及び第 14 条から第 17 条までの罪（不法な性交、強制わいせつ、暴力的誘拐等）
 - (c) 1959 年精神保健法第 128 条の罪（病院職員等による精神障害に対する治療を受けている者との不法な性交）
 - (d) 1960 年対児童淫行法第 1 条の罪（14 歳未満の児童に対するわいせつ行為）
 - (e) 1977 年刑事法第 54 条に基づく罪（16 歳未満の児童に対する近親相姦の教唆）
- (2) 本編において、（本項によって効力を有する言及を含む、）あらゆる罪（実体的犯罪）の記載への言及は、実体的犯罪の未遂、共同謀議、幫助、勧誘、周旋又は教唆を構成する罪を含むものとする。

(※1) イギリス内務省による説明用注記 (Explanatory Note)

[145] 本節の各規定は、レイプ又は一定の性犯罪（第 62 条に列挙されている。）に関し、申し立てられた罪以外の被害者の性的活動に関する証拠の提出又はこれに関する尋問を行うことができる場合を制限するものである。これには、被告人との性的活動又は性経験が含まれる（第 42 条(1)(c)）。本節の各規定は、この文脈での証拠の意味を制限しておらず、それゆえ、人工妊娠中絶のような性的活動の二次的証拠を含むものと理解される。

[146] 弁護側が被害者の性的活動について証拠の提出を希望し、又は尋問することを希望する場合、裁判所に対して申立てを行わなければならない。検察側は、当該申立ての一般的理由について通告を受け、かつ、これに反対する機会を有する。その後、裁判所は（第 41 条に規定された、厳格に規制された理由に基づく場合に限り認めることができる）許可するか否かを考慮する。

(※2) イギリス内務省による説明用注記 (Explanatory Note)

[147] 第 2 項から第 6 項までの規定は、被害者の性的活動について、証拠を採用し、又は尋問を行うことを裁判所が認めることができる場合について定める。

[148] 裁判所は、次に掲げる場合に限り証拠の提出又は質問を許可することができる。

- ・ 証拠又は質問が、被害者が同意したか否かに関する問題以外の、当該事件において立証されなければならない事項に関係しているとき ((3)項(a))。同意に対する被告人の真摯な誤信は、当該事件における同意以外

の要証事項のカテゴリーに入る。

- ・ 事件において議論される争点が、被害者が同意したか否かであり、証拠又は質問が、申し立てられた罪の一部をなすか、又は同一時点においての行為に関係するとき (3)項(b)。「同時に又はほぼ同時に」とは、一般的には、当該罪の前後 24 時間以内と解釈することが想定されている。
- ・ 争点が、被害者が同意したか否かであり、かつ、証拠又は質問が、申し立てられた犯行当時の被害者の活動に関する弁護側の説明と極めて類似する行為に関係し、(申し立てられた犯罪の一部又は同時に行われたものであるか否かにかかわらず、)偶然であると合理的に説明することができない行為に関係するとき
- ・ 弁護側が希望する証拠又は質問が、被害者の性的活動について、(検察側によって、申し立てられた犯罪の一部として起こった、又はそのいくらか前後の日付に起こったと主張されるのであれ、)検察側が提出した証拠に反論し、あるいは弁明しようとする意図のものであるとき (5)項)。そのような証拠は、被害者又は被害者の代理人が行った主張に直接否定し又はこれを弁明するという範疇を超えるものであってはならない。

[149] 証拠の提出を認める前に、裁判所は、これらの基準の一が満たされていることだけでなく、当該性的活動の証拠が審理されなかったとすれば、事件の陪審員又は治安判事が、事件において証明されなければならない論点(すなわち、犯罪の要件又は抗弁)に関して不確実な決定をするおそれがあることを確かめなければならない旨を定める。

[150] 第(4)項は、弁護側が、第(3)項に基づき、一証拠又は質問が事件において証明されなければならない論点に関連すると主張することによって一質問又は証拠の提出を求めると称する場合において、裁判所が、その真の主要な目的が被害者の信用性を傷つけ又は低減させることにあると思料したときは、裁判所が、質問又は証拠を認めないことを規定する。しかし、被害者が、証明されない性犯罪の被害申告を行う経歴を有することを示すための証拠を、性的活動に関する証拠と扱うことまでは、想定されていない。

(※3) イギリス内務省による説明用注記 (Explanatory Note)

[151] 第 42 条は、(第 41 条の解釈を助けると同時に、) 国務大臣が、賛成決議手続(すなわち、議会の両院が命令を討議し、かつ承認すること)の下、命令により、第 41 条の性犯罪に該当する第 62 条の犯罪リストに罪を追加し、又は当該リストから罪を除外することができる旨を定めている。

(※4) イギリス内務省による説明用注記 (Explanatory Note)

[152] 第(1)項は、裁判所に対して行う性的活動歴に関する証拠の提出許可を求める申立ては、公衆、報道機関、(もしあれば)陪審員及び証人(被告人を除く。)がいないところで行う旨を定める。事実審理の他の当事者は、申立てが認められるべきか否かについて裁判所へ意思表示することができるよう、申立てが行われたときに在廷することが許される。

[153] 第(2)項は、申立てを認め、又は拒否する理由を公開の法廷で示すことを裁判所に求めるとともに、事実審理において証拠を提出できる範囲と尋問できる範囲を特定するよう求めている。これは、(もしあれば)陪審員のいないところで行わなければならない。本要件の背後にある意図は、弁護側、検察側及び証人にとって、どの事項についてどの程度まで質問を行うことができるかが明確であることを確保する点にある。

○ 刑事法

（被害者の性遍歴に関する証拠）

第 276 条

(1) 第 151 条, 第 152 条, 第 153 条, 第 153.1 条, 第 155 条, 第 160 条(2)又は(3), 第 170 条, 第 171 条, 第 172 条, 第 173 条, 第 271 条, 第 272 条又は第 273 条の各罪の手續において, 被害者が性的活動に従事していたことの証拠は, その相手方が被告人であると第三者であるとかかわらず, 行為の性的性質ゆえに, 以下の推論を裏付けるものとしては許容されない。

- (a) 被害者が訴追対象を構成する行為に同意していたであろうこと, 又は
- (b) 被害者がより信用できないこと

（許容の条件）

(2) 本条(1)の各罪の手續においては, 判事, 州裁判所判事又は治安判事が第 278.93 条及び第 278.94 条の定める手續に従って以下の事情を認めない限り, 被害者が訴追対象を構成する性的活動以外の性的活動に従事していたことの証拠は, その相手方が被告人であると第三者であるとかかわらず, 被告人により, 又は被告人のために提出することができない。

- (a) 本条(1)の推論を裏付ける目的のもと提出されたものではないこと
- (b) 裁判における争点に関連していること, かつ
- (c) 特定の性的活動に関する事例の証拠であること, かつ
- (d) 適切な司法の運営を害するおそれを実質的に上回られないだけの十分な証明力を有すること

（考慮しなければならない事情）

(3) (2)の規定により証拠として許容されるかを判断するに当たって, 判事, 州裁判所判事又は治安判事は, 以下を考慮するものとする。

- (a) 被告人の完全な主張及び防御をする権利を含む司法の利益
- (b) 性的暴行犯罪の被害申告を促すことに関する社会の利益
- (c) 証拠に, 事件について公平な判決に至るのを助長する合理的な見込みがあるか
- (d) 事実認定手續から差別的な考え又は偏見を除去することの必要性
- (e) 証拠が, 陪審に対し, 偏見, 同情又は敵意の感情を不当に呼び起こさせる危険

- (f) 被害者の尊厳及びプライバシーの権利に対する潜在的な不利益
- (g) 被害者及び全ての個人の身の安全及び法によって保護され、利益を受ける権利、及び
- (h) 判事、州裁判所裁判官又は治安判事が関連すると認めるその他の事項

(解釈)

- (4) 本条における性的活動には、性的な意図をもって行われる、又は、内実において性的な性質を有するあらゆる意思疎通を含む。

(風評証拠)

第 277 条第 151 条、第 152 条、第 153 条、第 153.1 条、第 155 条、第 160 条(2)及び(3)、第 170 条、第 171 条、第 172 条、第 173 条、第 271 条、第 272 条又は第 273 条の各罪の手續において、性的な風評に関する証拠は、それが一般的なものであるか特定のものであるかにかかわらず、被害者の信用性を弾劾又は補強する目的のものとしては許容されない。

(参考) 各条に引用されている各規定の見出し

- 第151条 (性的干渉)
- 第152条 (性的接触の勧誘)
- 第153条 (性的搾取)
- 第153.1条 (障害者に対する性的搾取)
- 第155条 (近親相姦)
- 第160条 (猥姦)
- 第170条 (監護者又は後見人による性的活動の周旋)
- 第171条 (家屋所有者による禁止された性的活動の許容)
- 第172条 (児童を墮落させる罪)
- 第173条 (公然わいせつ罪)
- 第271条 (性的暴行)
- 第272条 (凶器を用いた性的暴行、第三者への脅迫を伴う性的暴行又は身体傷害を生じさせた性的暴行)
- 第273条 (加重性的暴行)
- 第278.93条 (聴聞の申立て - 276条と278.92条)
- 第278.94条 (聴聞 - 陪審及び傍聴人の除外)